

船舶事故調査報告書

令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年7月16日 15時00分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市冠島北北西方沖 新井港防波堤灯台から真方位089° 5.6海里付近 (概位 北緯35° 41.6′ 東経135° 25.2′)
事故の概要	遊漁船第六正竜丸は、北東進中、また、プレジャーボートトライアングラーは、船首を北東方に向けて錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年9月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第六正竜丸、4.9トン KT3-9647（漁船登録番号）、個人所有 第251-14347号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート トライアングラー、5トン未満（長さ6.27m） 251-18835京都、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部にペイント剝離 B 船尾部に破口を伴う亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、船長Aが操縦席に座って手動操舵で操船に当たり、冠島北北西方沖の釣り場に向けて約17～18ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北東進していた。 船長Aは、釣り場に近づいてきたので約8knに減速し、下を向いて事前に入力した釣り場の正確な位置を確認しようとGPSプロッターの画面を見ていたところ、突然衝撃を感じて顔を上げ、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突したことに気付いた。 船長Aは、船長Bの負傷状況並びにA船及びB船の損傷状況を確認して118番通報した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、冠島北北西方沖で船首を北東方に向けて船外機を停止して錨泊し、船長Bが船尾部甲板で右舷側を向いて立ち、釣りを行っていた。

	<p>船長Bは、船尾方からB船に向かって航行するA船を視認したが、魚が釣れていたその様子を見に近づいてくるのだろうと思い、時折A船を目視で確認しながら釣りを続けていたところ、A船が針路及び速力を変える様子もなく接近したので衝突の危険を感じ、電子ホーンを鳴らそうとしたが間に合わず、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突時の衝撃で転倒し、腰部打撲等を負った。</p> <p>船長Bは、ふだん、釣り場で魚が釣れている様子を見に近づいて停止する他船がいたので、A船も同様にB船に近づいて停止すると思っていた。</p>
分析	<p>A船は、北東進中、船長Aが、下を向いて事前に入力した釣り場の正確な位置を確認しようとGPSプロッターの画面を見ることに意識を向けながら航行を続けたことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を北東方に向けて錨泊中、船長Bが、B船に向かって航行するA船を視認した際、魚が釣れている様子を見に近づいてくるのだろうと思い、釣りをしながら錨泊を続けたことから、衝突を回避する措置を採る時機を逸し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が北東進中、B船が船首を北東方に向けて錨泊中、船長Aが、下を向いて事前に入力した釣り場の正確な位置を確認しようとGPSプロッターの画面を見ることに意識を向けながら航行を続け、また、船長Bが、B船に向かって航行するA船を視認した際、魚が釣れている様子を見に近づいてくるのだろうと思い、釣りをしながら錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、航行中、航海計器のみに意識を向けず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> <li>・船長は、錨泊中、自船に向かって航行する他船を認めた場合、余裕のある時機に有効な音響による信号によって注意を喚起するほか、必要に応じ、機関を使用して衝突を避ける動作をとること。</li> </ul>